

官報 号外

令和三年一月二十八日

○第二百四回 参議院会議録第四号

令和三年一月二十八日(木曜日)

午後八時十一分開議

○議事日程 第四号

令和三年一月二十八日
午後六時 本会議

- 第一 令和二年度一般会計補正予算(第3号)
第二 令和二年度特別会計補正予算(特第3号)

○本日の会議に付した案件

- 一、日程第一及び第二
一、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
一、令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

日程第一 令和二年度一般会計補正予算(第3号)

日程第二 令和二年度特別会計補正予算(特第3号)

令和三年一月二十八日 参議院会議録第四号

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長山本順三さん。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔山本順三君登壇、拍手〕

○山本順三君 ただいま議題となりました令和二年度第三次補正予算二案の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補正予算二案は、去る一月十八日に国会に提出され、衆議院からの送付の後、昨二十七日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日及び本日の二日間、菅内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行いました。

質疑は、補正予算の特徴及び編成の基本的考え方、財政健全化目標見直しの必要性、財政投融资の活用策、雇用調整助成金の財源確保策、緊急事態宣言の発出時期と解除の見通し、GoToトラベルが感染拡大に与えた影響、ワクチン接種の円滑な実施に向けた取組、医療提供体制の現状及び病床、人材の確保策、生活困窮者を始め社会的弱者への支援の充実、マイナナンバーカード普及、活用の方策、東京オリンピック・パラリンピック開催の可否、カーボンニュートラル実現に向けた取組、日銀によるETF買入れの問題点など、多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論、採決の結果、令和二年度

第三次補正予算二案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 両案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。熊谷裕人さん。

〔熊谷裕人君登壇、拍手〕

○熊谷裕人君 立憲民主党の熊谷裕人です。

立憲民主党・市民の会派を代表して、令和二年度補正予算第三号及び特別会計補正予算第三号に対し、反対の立場で討論を行います。

初めに、新型感染症COVID-19により、会派の幹事長であった羽田雄一郎さんを始め五千四百人を超える多くの方が亡くなられています。心より御冥福をお祈りいたしますとともに、不安な気持ちで治療中の方々とその御家族の皆様によりお見舞い申し上げます。

また、もはや医療崩壊であるという声が上がっているほどの過酷な医療現場で日夜懸命に治療に当たられている医療従事者の皆様、そして、それ以外の診療科や介護・高齢者施設、保育・学童保育施設、学校などの現場で日々御奮闘する全てのエッセンシャルワーカーの皆様に心より感謝の意を表したいと思います。

今、十一都府県では二回目の緊急事態宣言のさなかです。これは、政府の新型コロナウイルス感染症防止対策や医療体制の構築、危機にある生活と事業への対策がいずれも後手後手であり、昨年十一月二十五日からの勝負の三週間による封じ込め策も掛け声倒れになった結果ではないでしょうか。その失政のせいで、国民の命と暮らし、なりわいは繰り返しの大きな打撃を受け、本当に深刻な危機の中にあります。

今回の補正予算は、昨年十二月十五日に閣議決定されたもので、現在の緊急事態宣言下における対策が想定されておりません。そのため、病床確保のための医療機関や医療従事者に対する支援、

感染の広がりを防ぎ封じ込めるための検査拡大、持続化給付金や家賃支援給付金の再支給と継続などの事業を守る支援、雇用調整助成金の特例延長や休業支援金などの労働者の所得補償の措置など、窮状にある国民に対して一刻も早く救いの手を差し伸べるために十分な補正予算になっているとは到底思えません。

以下が、反対の主な理由です。

まずは、三次補正予算十九兆一千七百六十一億円のうち新型感染症COVID-19の感染拡大防止に資する予算は四兆三千五百八十一億円で、予算全体の僅か二二・七%にとどまっている点であります。

それに対して、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現に係る予算十一兆六千七百六十六億円のうち、デジタル改革、グリーン社会の実現二兆八千二百五十六億円、GoToトラベルとイート事業の一兆八百二十六億円、防災・減災、国土強靱化の推進などの二兆九百三十六億円など、緊要性に疑義を持たざるを得ない経費が計上されています。特に、GoTo事業予算は完全にタイミングを誤っており、看過できません。

さらに、より具体的に例を挙げます。

先日、国際的医学誌に京都大学の西浦教授の研究グループの論文が掲載され、その中に、感染拡大の初期の段階ではGoToトラベル事業が影響した可能性があると指摘されています。GoTo事業の再開は、COVID-19を抑え込んで、国民が安心して旅行や大人数での会食を行えると認識した後に実施するべきであり、三次補正予算に計上することは無謀で、事業を一時停止している間に安心して事業を推進し得る制度設計につくり直すべきです。

次に、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策の前倒し分予算など二兆九百三十六億円を計上した点です。

五か年加速化対策では、令和三年度から五か年を実施期間としながら、今回、初年度経費をこの

令和三年一月二十八日 参議院会議録第四号 令和二年度一般会計補正予算(第3号)外一件

三次補正予算に前倒しで措置しております。直近の豪雪対策を始め災害復旧に係る経費は必要であるものの、この二兆円余の経費は令和三年度予算であるべきです。

また、国民の安心、安全の確保に係る予算の中でも防衛装備品の支払前倒し経費二千八百十六億円も同様で、これは補正予算に盛り込めば査定が甘くなるという霞が関の論理にほかなりませんし、今回必要ではないはずで。

これらの予算は財政法第二十九条の観点からも緊要性に乏しく、補正予算への計上は真に必要となつた経費に限定して、財政規律をしっかりと維持することが重要であると考えます。

もう一つは、カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発のための二兆円規模の基金や、将来の大規模な基金創設のための大学ファンド五千億円の経費などが計上されており、これらにも財政規律の観点から疑問を感じます。何ゆえ補正予算に計上したのでしょいか。

基金は創設しても、いつ使用されるか定かでないことから、計上された予算規模に応じた経済押し上げ効果が期待できないのではないかとこの考えもあることを指摘しておきます。

そしてもう一点、新型コロナウイルスの感染拡大防止の予算は四兆三千五百八十一億円であります。私の計算では、治療薬の開発等に係る予算は僅か四百五十一億円で、余りにも少ないと思います。PCR検査件数を大幅に増やした上でゲノム解析を積極的に行うことによる感染経路の解明で、徹底的な封じ込め策を講じなければなりません。そのための予算や、国産ワクチン開発と治療薬開発のための予算を拡充することが必要です。

以上、指摘した予算は即刻組み替えて、目前の危機的状況から脱却するため、新型コロナウイルス対策経費へ集中し直すべきであると改めて申し上げておきます。

私たちの下には、大学を退学する、家賃が払え

ない、親の収入で大学進学を諦める、子供の食事にも困っているといった、生きていくのに困窮し、命の危機を訴える声が毎日のように届いています。四月には子供たちの進級や進学も控えています。未来を担う子供たちや若者たちをCOVID-19の最大の犠牲者にしてはなりません。

もう個人での自助は限界です。炊き出しや子供食堂、フードパントリーなど、民間ボランティアの共助で辛うじて暮らしている人がたくさんいます。

昨日の予算委員会、我が会派の石橋議員が、弱い立場の方にも自助を求めるのか、収入を失つて命を落とす人が多数に上がっている、政府の政策は届いていないのかなどとただしたのに対し、総理の最終的には生活保護があるという答弁は、政治の責任を放棄するものであり、総理が口にしてはならない発言だと思えます。

総理には、菅内閣には、本当に国民の声が届いていますか。国民のかまどの煙が見えていますか。困窮の状況にある人たちに救いの手を差し伸べるのが政治の責任のほうです。

また、自宅療養中の方が亡くなる事例が増えています。保健所の厳しい現状や医療崩壊で入院治療できない現状を一刻も早く改善すること、変異ウイルスの拡散を徹底的に抑え込むこと、ワクチンや治療薬を早期に開発することで、平穏で安心の日常を取り戻さなければなりません。

補正予算を、予備費を、明日への希望のために使うのなら、私たちも協力することはやぶさかではありません。国民の窮状を救うために再度提案します。この補正予算を今からでも組み替えませんか。

最後に、私たち立憲民主・社民は、現下の状況ではフェース・ツー・フェースで直接声を聞かせていただくのが難しい環境にあります。一人一人の国民が抱えている不安や課題に真摯に取り組む、あなたのための政治を実践し、我が国を

覆うCOVID-19という災厄に打ちかつために全力を挙げることをお誓い申し上げ、会派を代表しての反対討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 滝波宏文さん。

(滝波宏文君登壇、拍手)

○滝波宏文君 自民党の滝波宏文です。

私は、自民、公明を代表し、ただいま議題となりました令和二年度第三次補正予算二案に対し、賛成の立場から討論を行います。

冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、闘病を続けられておられる皆様にお見舞い申し上げます。

そして、日々最前線で御尽力いただいている医療従事者の方々を始めエッセンシャルワーカーの皆様、そして、感染拡大防止のために御協力をいただいている全ての皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

感染しても無症状のまま次の感染へとつながるという非常に対処しにくい特徴を持ち、しかも感染力の強い変異株が確認されるなど、状況は刻々と変化しております。世界のどの国もコロナ禍に振り回されており、我が国でも今月、再度の緊急事態宣言が発出されております。

極めて難しいかじ取りを求められる中、政府はここまで、かつてない規模で、国際的にも最大級の対策である累次の補正予算を編成し、感染抑制と経済、雇用、生活の維持に努めてきました。結果、我が国の失業率は直近で二・九％。主要国の中でも最も低い水準で推移し、昨年の企業倒産も低水準に抑えてきました。前例のないこの国難を打破し、平穏な国民生活を取り戻すためには、引き続き感染拡大を抑えながら、雇用と事業、生活を支え、ポストコロナに向けて経済社会の回復を確かなものとする更なる施策の実施が急務であります。

以下、補正予算案に賛成する主な理由を申し述べます。

べます。

第一の理由は、医療提供体制の確保やワクチン接種体制等の整備、感染対策のための研究開発など、感染拡大防止の強化策が講じられ、ひいては感染症に対する医療の強靱化が図られている点であります。

病床や宿泊療養施設等の確保のため、都道府県を通じた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額し、地域の実情に応じた医療提供体制の強化を進めることができます。また、診療・検査機関での院内感染拡大を防ぐための措置や、医療事業者の方々への資金繰り支援も行われます。

必要な検査が確実に受けられる体制を確保するためのPCR検査等体制の充実に向けた経費も盛り込まれています。

さらに、希望する国民がワクチンを滞りなく接種できるよう、地方自治体等の体制整備や実施における予算を確保しております。政府には、引き続き自治体と連携をし、コロナ脱却の鍵となるワクチンの早期接種のために全力で取り組んでいただきたいと思います。

第二の理由として、雇用や生活を支えるための支援策とともに、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を目指す施策が盛り込まれている点であります。

既に予備費を活用して、飲食店への営業時間短縮要請に対し協力金等を支給する都道府県取組を強く後押しし、また、昨年末には低所得の一人親世帯への臨時特別給付金も再支給しました。

これらに加えて、今回の補正予算では、雇用調整助成金について上限額や補助率を引き上げた特例措置の期限延長のための財源が確保されています。さらに、在籍型出向を支援するための産業雇用安定助成金を新設します。

また、日々の生活に不安を抱えている方々に向けては、生活困窮者支援や自殺対策を含むセーフティネット強化交付金を創設し、暮らしや住まい

などの支援を強化します。個人向け緊急小口資金等の特例貸付けの申請期限も本年三月末まで延長されます。

そして、コロナ禍が長期化する中、ウイズコロナ、ポストコロナに対応するための中小企業等の事業再構築に向けた支援等、きめ細やかな措置も含まれています。また、カーボンニュートラルに向けた革新的な技術開発支援のための基金の創設やポスト5G、ビヨンド5G研究開発支援など、脱炭素化、デジタル化を推進するための大胆な施策も盛り込まれており、我が国の未来への希望を切り開く姿勢が示されております。

賛成する第三の理由は、防災・減災、国土強靱化の推進など、災害に対する国民の安心、安全の確保が図られている点です。今回のコロナ禍で、改めて感染症を含め様々なリスクに対して備えておくことの大切さを身にしみて実感したところで

近年の災害は、これまでの経験や予想をはるかに超えるものとなっております。私の地元福井県など北陸地方を襲った三年前、平成三十年の三〇豪雪では、歴史的な昭和五十六年の五六豪雪に匹敵する雪が集中的に降り、多数の死者まで出しました。今回も令和三年豪雪、言わば三〇豪雪が起こり、年末年始、福井県や富山県、新潟県や東北地方などを雪が襲い、高速道路等で多くの車が滞留をしました。三〇豪雪のときの国道八号線、今回の関越道、北陸道、いずれも最大千台以上がほぼ三日三晩立ち往生して、一台一台自衛隊の皆様に掘り起こしていただく事態となったわけであり

ます。僅か三年でこの頻度。コロナ禍であろうとも自然災害は襲ってきます。地球温暖化により、このように激甚化、頻発化する豪雪、豪雨や切迫する大規模地震等への着実な備えを忘れてはなりません。

昨年十二月に防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策が取りまとめられ、豪雪対策に

もなる道路ネットワークの機能強化なども含まれております。その事業規模全体のめどは十五兆円程度とされ、初年度については本補正予算案に計上されております。

具体的には、豪雪、豪雨や地震等への対策を始め予防保全型メンテナンスへの転換に向けたインフラ老朽化対策、国土強靱化を効率的に進めるためのデジタル化の施策が盛り込まれております。地球温暖化も踏まえ、国民の生命、財産を守り、持続的な成長の基盤にもなる防災・減災、国土強靱化の推進は、我が国にとって喫緊の課題であります。政府には、引き続き安定的、計画的に予算を確保し、地方と連携して国土強靱化を進めていただきたいと思います。

以上、本補正予算案に対する主な賛成理由を申し上げます。国民の命と健康、生活、雇用と事業を守り抜くために、本補正予算による措置が一日でも早くコロナ禍で厳しい状況に置かれている全国民の皆様

に届くよう、一刻も早く本案を成立させることを議員各位にお願ひ申し上げるとともに、政府にも成立後の迅速な執行を求めます。

最後に、この国難の中、我々参議院自民党そして公明党は、国民の皆様への不安に寄り添ってまい

ることをお誓ひ申し上げます、賛成の討論とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(山東昭子君) 浜口誠さん。

〔浜口誠君登壇、拍手〕
○浜口誠君 国民民主党・新緑風会の浜口誠で

す。会派を代表して、令和二年度第三次補正予算に

対して、反対の立場で討論します。
第三次補正予算は、十一都府県に二回目の緊急

令和三年一月二十八日 参議院会議録第四号

令和二年度一般会計補正予算(第3号)外一件

国民に安心を与える力強いメッセージを伝える予算にすべきです。

しかしながら、政府の第三次補正予算は、緊急事態宣言が出される前の昨年十二月十五日の閣議決定された内容であり、感染者が一気に増加し高止まりしている、医療崩壊も起きている、失業や倒産も増えているなど、緊急事態宣言後の国民の命と暮らしがこれまで以上に危機的な実態にあることが反映できていません。このことは大きな問題点であり、課題のある予算と言わざるを得ません。

国民の皆さんから寄せられた意見を踏まえ、国民民主党を始め野党からも、今はコロナ対策を最優先にすべきとの観点から、第三次補正予算の組替え案を提案しました。しかしながら、政府・与党は組替え案に対してゼロ回答でした。国民の皆様は、暮らしを助けてほしい、事業、医療を支援してほしい、雇用を守ってほしい、こういった切実な声は政府には届かないのでしょうか。野党からの意見、要請では国民の声、意見だと政府は受け止めないのでしょうか。

日本は最大のコロナ危機に直面しており、国民の皆さんの御協力を得ながら、国全体で一致結束してこの危機を乗り越えていかなければなりません。政府も、補正予算決定時と今では、感染状況、国民の生活、医療実態などが大きく変化している現実を直視してください。その上で、今、政府がやるべきことは、菅総理の決断で、前例にと

らわれることなく、国民目線で大胆かつ柔軟に補正予算を組み替え、政府の危機感と強い覚悟を国民に示すことではないでしょうか。
不安を抱える国民に寄り添うコロナ対策に集中した補正予算を組むことによって、国民の皆さんと国、地方自治体が一体となって第三波を乗り越えようとする機運を更に高めていくべきです。しかしながら、第三次補正予算が、日本全体が心合

残念です。それでは、具体的な反対理由を申し上げます。一点目は、昨年から続くコロナ禍において、感染状況、医療の逼迫等が過去最大の危機に直面しているにもかかわらず、コロナ対策、暮らしと雇用、医療や事業を守る予算が不十分であるという点です。

政府の第三次補正予算は、追加歳出額約十九兆円ですが、コロナ感染症の拡大防止策は約四・四兆円、全体の約二三％です。全く不十分です。国民民主党は、緊急事態宣言に合わせて意見募集を行い、二万件を超える国民の皆さんの切実な声をいただきました。いただいた意見は多岐にわたりますが、お金や住まい、働き方、医療に関する声が多くを占めました。こうした国民の声に寄り添い、コロナ禍にある国民の不安を払拭するためには、第三次補正予算では徹底したコロナ対策が不可欠と考え、予算案の組替え案で二十七・五兆円の追加歳出を提案しました。

具体的には、コロナ禍での厳しい経済状況が長期化する中で、家計支援として、二回目の現役世代に一律十万円、低所得者には更に十万円を上乗せした二十万円の追加現金給付、今でも週一万件もの申請がある総合支援資金貸付の貸付枠拡大など、国民の暮らしを守るために十・五兆円を追加すべきです。

また、事業者支援として、持続化給付金の増額や複数回の支給、家賃支援給付金の増額や要件緩和を行い、事業者の事業継続を強力に支援するために十兆円が必要で

す。雇用も厳しい状況が続いています。雇用調整助成金の特例措置も、三月末までの延長は一步前進ですが、細切れに延長するのではなく、事業者と働く人に安心感を与えるためにも、半年間延長し、対象も拡大すべきです。あわせて、休業支援金も周知徹底を図り、大企業のパート、アルバイトも対象にするなど、働く皆さんの雇用と所得の安定支援に一兆円が必要です。

また、医療機関の経営支援の増額と民間病院に対する支援金の減収補填への使途拡充、医療・介護従事者への慰労金拡充、検査体制の充実などの医療・介護支援として三・五兆円が必要で、

地方を守り、困窮する学生に寄り添う観点から、地方創生臨時交付金の一・五兆円の増額、学生支援として授業料半額や貸与型奨学金の返済免除などに一・五兆円を提案しました。

しかし、これまで述べてきた様々な提案は政府に受け入れられませんでした。大変遺憾です。政府の第三次補正予算によって、最大の危機にある国民の命と暮らし、医療や雇用、事業の安定は本当に守れるのか、国民の不安は払拭されるのか心配でなりません。今後、第三次補正予算の政府の対応、執行状況をしっかりと注視していきます。

反対する理由の二点目は、令和三年度予算で計上し十分な議論を行うべき大変重要な予算が、たった二日の議論しか行わない第三次補正予算に多く組み込まれている点です。

デジタル改革やイノベーションによる企業の生産性向上等に取り組み、ポストコロナの新たな社会に向けた構造改革を行う重要性は十分に理解しています。また、コロナ収束後の観光振興策や防災・減災、国土強靱化も、今後着実に推進していくことが必要です。

今回の第三次補正予算には、ポストコロナへ向けた経済構造の転換、好循環の実現に約十一・七兆円、防災・減災、国土強靱化の推進など安全、安心の実現に約三・一兆円が計上されています。こうした予算に含まれる、財政法第二十九条に基づく緊要性の観点から課題のあるGOTOトラベル等は、医療、生活支援に組み替えるべきです。

また、地方団体のデジタル基盤改革やポスト5G、ビヨンド5G研究開発支援、国土強靱化などは、将来の日本にとって極めて重要な取組に関する予算だからこそ、二日しか議論できない補正予算ではなくて、令和三年度の本予算にきちんと計上し、十分な議論時間を確保していくことが重要

です。

前内閣でも、当初予算では織り込めない予算を議論のハードルが下がる補正予算編成時に計上するという手法が常態化していましたが、菅内閣においても同じ対応が続いていることは大変残念です。財政規律の観点からも、補正予算については、財政法に基づき緊要性、必要性を精査して、慎重に判断していくことを改めて政府に強く求めます。

最後に、昨年から続くコロナ禍で、多くの国民が大変苦しく厳しい暮らしが続く、医療や介護の現場も医療崩壊が起きているとの現実を直面しています。今、国民が政治に求めているのは、コロナを乗り越えるための手厚い公助です。コロナ対策に与党も野党もありません。国民の切実な声に応えていくために、立法院としての責務を共に果たしていくことを強く求め、討論を終わります。

○議長(山東昭子君) 石井苗子さん。

(石井苗子君登壇、拍手)

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。

私は、党を代表して、令和二年度第三次補正予算案について、賛成の立場から討論いたします。今回の第三次補正予算は、鎮まるところを知らない新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、国民の命と暮らしを守るために、政府が一丸となつて、緊急かつ集中的に編成することが最大の目的であるべきです。

しかしながら、本補正予算案に盛り込まれている総額十九兆円を超える経済対策予算のうち、新型コロナウイルスの感染拡大防止に振り向けられたのは、その四分の一に満たない約四兆四千億円です。一方で、コロナ収束後を見据えた経済の再生、成長分野には、およそ六割に当たる約十一兆七千億円が計上されています。

財政法第二十九条は、法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつている経費の支

出など、増額補正ができる場合を限定しています。

政府は、ここ数年、十五か月予算という言葉を使っていますが、本案と令和三年度予算案も同じです。十五か月予算ということで、国民の命と暮らしを守るために緊急であるかどうか疑問符が付く項目を巧みに補正予算に入れ込んでいっていると言わざるを得ません。将来投資のための予算は、日本の将来を左右する大事な政策のための予算であつて、堂々と本予算に計上すべきではないでしょうか。国土強靱化推進や大学ファンドの創設、脱炭素に向けた基金創設などは、本来、来年度の当初予算に回すべき予算であつたかと思われ

ます。本補正予算案が昨年十二月十五日に閣議決定された後、感染の第三波が都市部を中心に急速に広がり、年明けて十三日までに十一都府県に緊急事態宣言が再発令されるに至りました。年末年始の感染急拡大を想定していなかったという政府の甘さはあつたでしょうが、今となつては後ろを振り向いて責任追及に時間を費やしてはいられません。

今、受け入れてもらえない病床がなく、自宅療養を余儀なくされている感染者の方々がお亡くなりになる事例が後を絶ちません。感染力が強いと言われる新型コロナウイルスの変異種の市中感染が疑われる事例も確認されつつあります。あえなく事業を廃業されたり、職を失つたりされている国民の皆様も日々増えているのが現状です。コロナ禍での女性の自殺者の増加もまた増えておりま

す。地方公共団体が自由に使える予算で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休業に応じた事業者への支援金に活用される地方創生臨時交付金は、本補正予算案に一兆五千億円計上されています。休業した事業者に対する支援金は、一律六万円の定額で支払われていますけれども、事業者によつては損失額は様々であり、休業損失を穴埋め

するには到底足りない」と悲鳴を上げられている事業者も多いのが実情です。

政府は、施設などの休業や時短を要求したとしても憲法第二十九条三項の損失補償の対象にはならないというお考えのようですが、国民の皆様に対して、憲法の趣旨に沿つて、可能な限り、営業の損失を補填する措置を講じるぐらいの意思表示を示してもよいのではないかと考えております。

政府・与党に申し上げたいことは、閣議決定後の感染急拡大に伴う危機に目を伏せたまふ、本補正予算案の明らかな不備や瑕疵を正さないでいて、国民の命と暮らしを守ると胸を張って言えるのでしようかということなんです。急場はそのために確保しておいた予備費でしのぐことができるという発想も余りにも安易で、財政民主主義の観点からも容認できるものではないかもしれませ

ん。しかし、日本維新の会は、年度内に明らかに執行できない、しない項目は外して、崩壊の危機に直面する医療体制の強化や、経営にあえぐ事業者支援の拡充、ウイルスを水際で阻止する対策の確立など、コロナ対策に適切かつ有効に集中投資すべきだと訴えて、衆議院に独自の組替え案を提出しましたが、あつさり否決されました。

我が党は、本補正予算案の審議に先立って新型コロナウイルス等特措法、感染症法等の改正を速やかに、補正予算案はそれら改正法に基づいて組み直してしかるべきだと主張もしてきましたが、聞き入れてもらえませんでした。

このように問題は多々ありますが、今計上されているコロナ対策の予算を国民の皆様を救うために一刻も早く執行することを妨げることはできません。

責任政党として、日本維新の会は、党内で議論を重ね、熟慮に熟慮を重ねた結果、令和二年度第三次補正予算に賛成することといたしました。

最後に、これから本格審議に入ります新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を

改正する法律案につきまして、強く訴えたいことがございます。

この法律案について、日本維新の会は、特に罰則と補償の関係の明確化、医療提供体制の非常事態対応、政府と知事の役割分担の明確化、この三つについて必要な措置を講じるよう、政府・与党に強く求めています。是非、私たちの考えを真摯に受け止めていただきますことを強く強く訴え、私の賛成討論といたします。(拍手)

御清聴ありがとうございます。(拍手)
○議長(山東昭子君) 山添拓さん。

(山添拓君登壇、拍手)
○山添拓君 日本共産党を代表し、二〇二〇年度第三次補正予算案に反対の討論を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた全ての方へ哀悼の意を表し、闘病中の方へお見舞いを申し上げます。

爆発的な感染拡大を抑制し、医療崩壊を一刻も早く食い止め、暮らしと経済を守るために、政治はあらゆる力を注ぐべきです。

ところが、三次補正案は、緊急事態宣言の前にコロナの収束を前提に作られ、十九兆円のうち、コロナ対策は四・四兆円にすぎません。現下の危機的状況に対応し得ないものです。

財政法上、補正予算による支出は特に緊要となった経費について行うものとされます。

三次補正案は、二度目の緊急事態宣言によるまさに緊急の必要を満たさないばかりか、感染抑止に逆行するGOTO事業の延長、マイナンバーカードの普及促進やポスト5Gの研究開発支援、大学ファンド、災害復旧以外の事業まで盛り込んだ国土強靱化など、不要不急の経費が大半を占めます。二千八百十六億円に上る兵器購入の前払は、安倍政権から繰り返されている補正予算悪用の軍拡であり、緊急性は全くありません。

令和三年一月二十八日 参議院会議録第四号

用、生活困窮者の支援などを抜本的に強化するものです。ところが、与党は一顧だにせず否決し、総理は予備費で対応すると聞き直っています。無為無策と逆行を続けながら、この上、白紙委任を求めるとも言うのですか。

三次補正案は、今、政治が果たすべき役割を大きく履き違え、根本的な欠陥を抱えており、容認できません。

感染しても入院、療養先が見付からない人が三万五千人を超え、自宅などで亡くなった人は全国で約二百人に上ります。必要な医療が受けられない、まさに医療崩壊です。

医療機関に向けた交付金三・二兆円のうち、支払われたのは三分の一にすぎません。総理は、時間が掛かっているのは自治体の責任であるかのようには言いますが、病床確保支援金など、国が直接交付する事業も現場に届いていません。使い勝手が悪いのが最大の問題です。激務が続く、看護師などの離職が相次いでいます。今いる人が辞めずに済むようにしてほしいという声にこたえて、減収補填に直ちに踏み出すべきです。

感染拡大を抑えるために、今こそ検査、保護、追跡の基本を強化することが必要です。

医療・高齢者施設などでの社会的検査、感染拡大地域での大規模・集中的検査を戦略的に行うべきです。

総理は、実質的に国の費用負担で実施すると言いますが、三次補正案には必要な経費の全額国庫負担は明示されていません。無症状、軽症の感染者を早期に把握し保護するために、自治体任せではなく、政府が明確な戦略を持ち、そのための体制確保を急ぐべきです。

影響が長期化し、事業者の困難は深刻化しています。さらに緊急事態宣言で営業時間の短縮要請、外出自粛の徹底、政府は数々の負担を強いています。感染拡大防止のためにも、今度こそ自粛と一体の補償を行うべきです。

ところが、政府の支援策は、現場の窮状を救う

令和二年度一般会計補正予算(第3号)外一件

ものとなっていない。

東京商工リサーチの調査では、廃業を検討する可能性のある飲食店が約四割にも上ります。新宿歌舞伎町の飲食店経営者は、一日六万円の協力金では家賃やリース代で消えてしまおうとお話でした。野菜の卸売業者は、取引先のレストランやバーの二割が時短どころか閉店し、売上げは七割減、四十万円の一時金では何ともならないと怒りを込めて語りました。協力金や一時金は規模や実態に応じたものに改めるべきです。持続化給付金、家賃支援給付金の打ち切りなど言語道断です。劇場や映画館には、法的根拠のない働きかけで、午後八時までの時短営業が呼びかけられ、協力金の対象にすらされません。昨年二月のイベント自粛要請以来、規模を問わず、あらゆる文化芸術の担い手が活動を自粛し、感染拡大防止に協力してきました。徹底した感染防止策で、クラスターの発生も防いできました。

多くのアーティストが、存亡の危機に立たされたながらも文化の灯を絶やさない懸念です。基金への国費投入など、十分な補償で支えるべきです。

パートやアルバイトの女性で、休業手当を受け取っていない実質的失業者が推計九万人に上るといふ民間調査が注目されています。シフト制などで働く人が、収入が激減し、食べ物にも困る事態となっています。雇用調整助成金の特例措置や休業支援金は、中堅企業や大手チェーン店でも広く使えるよう拡充すべきです。感染収束まで継続すると明言し、迅速に支給するべきです。

NPO法人もやいの大西連参考人は、年明け以降、支援を求める人が更に増えていると述べました。総理は、重層的なセーフティネットがあると言いますが、コロナ禍で初めて苦しくなった人など、支援に結び付いていない実態があります。一人親世帯など、低所得者や生活困窮者へ新たな給付金が必要です。

困窮者を生活保護制度から遠ざける不要で有害な扶養照会をやめてくださいと題したオンライン署名が三万人を超えて広がっています。厚労大臣は、扶養照会が法律上の義務ではないと答弁しました。総理が、最後は生活保護がある、ためらわず申請をと言うなら、扶養照会の運用は見直すべきです。

筑波大学が行った食料支援に約三千人の学生が列をつくり、二十トンの食料がなくなつたと報じられました。民主青年同盟などが各地で行う取組でも、看護学生で病院実習があるためバイトが禁止される、時短要請でバイトがなくなつたなど、自己責任ではどうにもならないという声が広がっています。

オンライン授業中心の学生生活が二年目に入ろうとしています。高等教育無償化プロジェクトF R E Eのアンケートでは、孤独を感じるときがある、視力が悪くなつたなど、心身の不調を訴える学生も多かったといひます。せめて経済的な負担を軽減する、学費を半額にし、アルバイト学生への収入補助を行うべきです。

菅政権のコロナ対応はあらゆる点で後手に回り、不十分な上に迷走を重ねています。ところが、政府と与党はその自覚も反省もなく、罰則と制裁で締め付けを図ろうとしています。厚生科学審議会では罰則に反対の意見が多数であったのを踏みにじり、法案を提出していたことまで明らかにしました。罰則強化の特措法等改定は、相互監視の密告社会を招き、差別と偏見、分断が広がり、感染症対策に逆行します。刑事罰でなくとも、罰則には断固反対です。

コロナ対策を進める上で、改めて政治への信頼が問われています。

日本学術会議の任命拒否では、一切理由を明かさず資料は黒塗りのままです。桜を見る会をめぐる、一年以上にわたる国会でうそをつき、いまだに真相解明に背を向けています。吉川元農

水大臣の贈収賄、河井元法務大臣らの選挙違反、民主主義をゆがめた数々の疑惑について、まともな説明は全くありません。その上、与党幹部の深夜の飲食に多くの批判が向けられています。これでは国民の信頼が得られるはずがありません。

先の見えない不安の中、多くの人が苦境にあえいでいます。ところが、菅総理は脈絡のない答弁を繰り返して、危機的な現実を直視せず、明日への希望も示しません。もう我慢ならないという怒りが広がっています。

三次補正予算は抜本的に組み替え、国民の願いに応えることこそ政治の責任であることを重ねて強調し、討論を終わります。(拍手)

○議長(山東昭子君) これにて討論は結局いたしました。

○議長(山東昭子君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) この際、日程に追加して、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長浜田昌良さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(浜田昌良君登壇、拍手)

○浜田昌良君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となるビヨンド5Gの実現に不可欠な革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象を拡大するとともに、当該業務並びに情報通信の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設けようとするものであります。

委員会におきましては、補正予算により基金を設置することの妥当性、ビヨンド5Gの研究開発に対する継続的な支援の必要性、情報通信分野の国際競争力強化に向けた取組等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和二年度における地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するほか、同年度に限り、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずることとされる場合に地方債を起すことができることとするものであります。

委員会におきましては、地方交付税の補填措置

と後年度精算の在り方、地方税等の減収への対応策、地方交付税の算定を通じた保健所の体制強化の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して伊藤岳委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。(拍手)

(賛成者起立)

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) この際、日程に追加して、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。文教科科学委員長太田房江さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○議長(山東昭子君) この際、日程に追加して、令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長長佐藤信秋さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

研究環境の整備充実及び優秀な若年の研究者の育成、活躍の推進に資する活動に関し大学に対して行う助成の業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、大学ファンドを創設する理由、資金運用におけるリスク管理の在り方、助成する大学の決定方法等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の吉良委員、れいわ新選組の船後委員よりそれぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) これより採決をいたします。

○議長(山東昭子君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。(拍手)

○議長(山東昭子君) この際、日程に追加して、令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長長佐藤信秋さん。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

国務大臣 内閣総理大臣 財務大臣 国務大臣 内閣府特命担当大臣(金融) 総務大臣 法務大臣 外務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国務大臣 内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償・廃炉等支援機構) 国土交通大臣 環境大臣 国務大臣 内閣府特命担当大臣(原子力防災) 防衛大臣 国務大臣 内閣官房長官 国務大臣 (復興大臣) 国務大臣 (国家公安委員会委員長) 内閣府特命担当大臣(防災、海洋政策) 国務大臣 内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策、規制改革)	大塚 耕平君 野田 国義君 柳田 稔君 船後 靖彦君 菅 義偉君 麻生 太郎君 武田 良太君 上川 陽子君 茂木 敏充君 萩生田光一君 田村 憲久君 野上浩太郎君 梶山 弘志君 赤羽 一嘉君 小泉進次郎君 岸 信夫君 加藤 勝信君 平沢 勝栄君 小此木八郎君 河野 太郎君	国務大臣 (内閣府特命担当大臣(少子化対策、地方創生)) 国務大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策)) 国務大臣 (内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)) 国務大臣 (内閣府特命担当大臣(男女共同参画)) 国務大臣 (内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全、クールジャパン戦略、科学的政策、宇宙政策)) 井上 信治君 坂本 哲志君 西村 康稔君 平井 卓也君 橋本 聖子君 国務大臣 (内閣府特命担当大臣(消費安全、科学的政策、宇宙政策)) 井上 信治君	議長 議長の報告事項 去る二十二日委員会において選任した理事は次のとおりである。 国家基本政策委員会 理事 武見 敬三君 (武見敬三君の補欠) 理事 水岡 俊一君 (羽田雄一郎君の補欠) 理事 松沢 成文君 (松沢成文君の補欠) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第六号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 大学における成績評価及び卒業認定に関する質問主意書(平山佐知子君提出)(第六号)	新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十一条の都道府県知事の医療関係者への要請等の解釈に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七号) 去る二十五日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 児童の属する低所得者世帯に対する緊急の支援に関する法律案(逢坂誠二君外九名提出)(衆第二号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 「不要不急の外出・移動」の定義と解釈に関する質問主意書(田島麻衣子君提出)(第八号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 バイデン政権の北朝鮮政策と菅政権に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第一号) 朝鮮労働党第八回大会と菅政権に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第二号) 政府認定拉致被害者と拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三号) 健康被害発生の可能性がある二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうする空調装置に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四号) 米国連邦議会議事堂において五名の尊い命が失われた事案に対する日本政府の見解に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第五号) 同日議長は、インドネシア共和国スラウェシ島において十五日発生した地震による被害に対し、プアン・マハラニ同国国会議長宛見舞状を発送した。 一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 総務委員 辞任 山本 順三君 補欠 清水 真人君 国土交通委員 辞任 清水 真人君 補欠 山本 順三君	予算委員 辞任 上野 通子君 補欠 高橋はるみ君 櫻井 充君 岩本 剛人君 石川 大我君 徳永 エリ君 打越さく良君 石橋 通宏君 田島麻衣子君 蓮 舫君 田村 智子君 岩渕 友君 大門実紀史君 武田 良介君 決算委員 辞任 岩渕 友君 補欠 田村 智子君 武田 良介君 行政監視委員 辞任 高橋はるみ君 補欠 上野 通子君 議院運営委員 辞任 岩本 剛人君 補欠 櫻井 充君 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一号) 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(閣法第二号) 令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第三号) 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(閣法第五号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。 令和二年度一般会計補正予算(第三号)(閣予第一号) 令和二年度特別会計補正予算(特第三号)(閣予第二号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)

同日内閣から、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第五十二条第二項の規定に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を受領した。

同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告書を受領した。

昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

清水 真人君

補欠

宮崎 雅夫君

法務委員

辞任

渡辺 猛之君

補欠

世耕 弘成君

財政金融委員

辞任

末松 信介君

補欠

足立 敏之君

文教科学委員

辞任

世耕 弘成君

補欠

渡辺 猛之君

農林水産委員

辞任

水落 敏栄君

補欠

加田 裕之君

経済産業委員

辞任

山田 修路君

補欠

中西 祐介君

国土交通委員

辞任

加田 裕之君

補欠

水落 敏栄君

国家基本政策委員

辞任

足立 敏之君

補欠

末松 信介君

国家基本政策委員

辞任

山本 順三君

補欠

清水 真人君

国家基本政策委員

辞任

谷合 正明君

補欠

若松 謙維君

国家基本政策委員

小池 晃君

補欠

田村 智子君

予算委員

辞任

岩本 剛人君

補欠

自見はなこ君

高橋はるみ君

上野 通子君

石橋 通宏君

打越さく良君

徳永 エリ君

石川 大我君

蓮 舫君

田島麻衣子君

杉 久武君

三浦 信祐君

若松 謙維君

谷合 正明君

片山 大介君

柳ヶ瀬裕文君

浜口 誠君

伊藤 孝恵君

岩渕 友君

小池 晃君

武田 良介君

紙 智子君

決算委員

辞任

自見はなこ君

補欠

櫻井 充君

柳ヶ瀬裕文君

片山 大介君

田村 智子君

岩渕 友君

大門実紀史君

武田 良介君

行政監視委員

辞任

上野 通子君

補欠

高橋はるみ君

三浦 信祐君

杉 久武君

伊藤 孝恵君

浜口 誠君

議院運営委員

辞任

櫻井 充君

補欠

岩本 剛人君

予算委員会

理事

山添 拓君

補欠

（山添拓君の補欠）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

同日議員から次の質問主意書が提出された。

PCR検査の陰性が新型コロナウイルスに感染していないことの証明にはならないことに関する質問主意書（浜田聡君提出（第九号））

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

大学における成績評価及び卒業認定に関する質問主意書（平山佐知子君提出（第六号））

新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十一条の都道府県知事の医療関係者への要請等の解釈に関する質問主意書（小西洋之君提出（第七号））

本日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一号）

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第三号）

財政金融委員会に付託

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

文教科学委員会に付託

本日委員長から次の報告書が提出された。

令和元年度一般会計補正予算（第三号）及び令和元年度特別会計補正予算（特第三号）審査報告書

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一号）審査報告書

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（閣法第五号）審査報告書

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第三号）審査報告書

令和元年度一般会計補正予算（第三号）審査報告書

令和元年度特別会計補正予算（特第三号）審査報告書

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第三号）審査報告書

令和元年度一般会計補正予算（第三号）審査報告書

令和元年度特別会計補正予算（特第三号）審査報告書

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第三号）審査報告書

令和元年度一般会計補正予算（第三号）審査報告書

令和元年度特別会計補正予算（特第三号）審査報告書

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第三号）審査報告書

令和元年度一般会計補正予算（第三号）審査報告書

令和元年度特別会計補正予算（特第三号）審査報告書

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第三号）審査報告書

令和元年度一般会計補正予算（第三号）審査報告書

令和元年度特別会計補正予算（特第三号）審査報告書

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第三号）審査報告書

令和元年度一般会計補正予算（第三号）審査報告書

令和元年度特別会計補正予算（特第三号）審査報告書

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第三号）審査報告書

令和元年度一般会計補正予算（第三号）審査報告書

令和元年度特別会計補正予算（特第三号）審査報告書

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第三号）審査報告書

審査報告書

令和元年度一般会計補正予算（第三号）

令和元年度特別会計補正予算（特第三号）

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和三年一月二十八日

予算委員長 山本 順三

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

令和元年度一般会計補正予算（第三号）は、歳出において、（一）新型コロナウイルス感染症の拡大防止策、（二）ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、（三）防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保、（四）その他の経費、（五）地方交付税交付金の合計で二十一兆八千三百五十二億五千七百四十六万六千円の追加を行い、他方、既定経費及び地方交付税交付金の減額により、六兆四千八百一十一億八千五百二十三万九千円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、歳出の追加事項に対応するため、「財政法第四十一条ただし書の規定による公債の増発三兆八千五百八十億円、前年度剰余金受入六千九百三億九千六百四十七万三千円及び税外収入七千二百九十六億七千五百四十三万四千円を計上することとしている。また、最近までの収入実績等を勘案して、租税及印紙収入について八兆三千八百八十億円の減収を見込むとともに、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第三条第一項の規定による公債の増発十八兆五千三百七十億円を計上することとしている。

この結果、令和元年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ十五兆四千二百七十億七千九百九十万七千円増額され、百七十五兆六

千八百七十七億六千七百三十五万五千円となる。

令和二年度特別会計補正予算(特第3号)は、労働保険特別会計等十一特別会計について、所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

令和二年度一般会計補正予算(第3号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年一月二十六日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

令和二年度特別会計補正予算(特第3号)

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年一月二十六日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

審査報告書

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年一月二十八日

総務委員長 浜田 昌良

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、高度通信・放送研究開発に

係る助成金交付業務の対象を拡大するとともに、当該業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充ててための基金を設けようとするものである。なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、令和二年度一般会計補正予算(第3号)に革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金三百億円が計上されている。

政府及び国立研究開発法人情報通信研究機構は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

附帯決議

一、政府及び機構は、令和二年度第三次補正予算関連である本法の緊要性を踏まえ、革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置を速やかに進め、これを活用した研究開発の実施に早急に着手すること。

二、政府及び機構は、ピヨンド5Gにおける我が国の国際競争力を確保するため、産学官で緊密に連携し、グローバル展開を前提とした、ピヨンド5Gの研究開発、標準化及び実装に戦略的に取り組むこと。

三、政府は、本法及び令和二年度第三次補正予算で時限的に措置される基金を含むピヨンド5Gの研究開発等について、ピヨンド5Gを含めた情報通信技術がアフターコロナの時代に不可欠なものであることに鑑み、継続的な支援措置の構築について検討すること。

四、政府は、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症が発生した場合においても社会経済活動を継続的に行うためには、あらゆる分野のデジタル化とともに、高度な情報通信技術を活用できる5Gを始め光ファイバなどのブロードバンド環境が必要であることに鑑み、過疎地域

等を含む全国どこでも誰もが利用できるブロードバンド環境を早期に実現すること。

五、機構は、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに情報通信の果たす役割の重要性が再認識されたことに鑑み、我が国唯一の情報通信に特化した公的研究機関としての使命を再認識し、不断に研究開発にいそしみ、コロナ禍においても我が国の社会経済活動が円滑に継続できる環境整備に貢献すること。また、政府は、機構の業務の評価を適切に行うとともに、必要な人員・予算等を確保するよう努めること。

右決議する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年一月二十六日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山東 昭子殿

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律

国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「技術をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加える。

第六条第一項中「以下」を「第十八条第一項において」に、「改正法附則第三条第六項」を「同条第六項」に、「及び改正法附則第三条第九項」を「並びに同条第九項」に改める。

第十四条第一項第十号中「のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するも

の」を削る。
附則第十二条を附則第十六条とし、附則第十一条の次に次の四条を加える。
(革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置等)

第十二条 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術(第一号及び附則第十四条第三項において「革新的情報通信技術」という。)の創出を集中的に推進するため、令和二年度の一般会計補正予算(第3号)により交付される補助金(第四項において「革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金」という。)により、令和六年三月三十一日までの間に限り、第十四条第一項第一号、第八号(同項第一号に係る部分に限る。)及び第十号に掲げる業務のうち次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用(附則第十四条第一項及び第三項に規定する報告書の作成に係る業務以外の業務にあつては、令和五年三月三十一日までの間に行うものに係る費用に限る。)に充ててための基金(以下この条から附則第十五条までにおいて「革新的情報通信技術研究開発推進基金」という。)を設けるものとする。

一 革新的情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化(附則第十四条第三項において「研究開発等」という。)に係る業務であつて特に先進的で緊要なもの
二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 革新的情報通信技術研究開発推進基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、革新的

情報通信技術研究開発推進基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条第七号に係る部分に限る。の規定は、革新的情報通信技術研究開発推進基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 総務大臣は、革新的情報通信技術研究開発推進基金の額が革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めるときは、機構に対し、速やかに、交付を受けた革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

5 機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金を廃止する場合において、革新的情報通信技術研究開発推進基金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

6 前二項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)

第十三条 機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(国会への報告等)

第十四条 機構は、毎事業年度、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

3 機構は、令和二年度から令和四年度までにおける革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の成果について、革新的情報通信技術の

研究開発等に関する国際的動向及び革新的情報通信技術の進展に寄与する程度を踏まえて評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和六年三月三十一日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

(過料)

第十五条 附則第十二条第三項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して革新的情報通信技術研究開発推進基金を運用したときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

審査報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
令和三年一月二十八日
総務委員長 浜田 昌良
参議院議長 山東 昭子殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、令和二年度における地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講ずるとともに、同年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額するほか、同年度に限り、地方税の減収によつて適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生ずると認められる場合に

地方債を起すことができることとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、令和二年度一般会計補正予算(第三号)において地方交付税交付金を二兆二千八百十八億円、令和二年度特別会計補正予算(特第三号)において地方法人税を四千二百二十一億円それぞれ減額するとともに、これらの減少額を補填するため、令和二年度の特例加算額として二兆六千三百三十九億円を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとしている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
令和三年一月二十六日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。
附則第四条中「第三号」を「第五号」に、「第四号から第六号まで」を「第六号から第九号まで」に改め、第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第五号に掲げる額から地方交付税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額を控除した額に相当する額 二千五百億円
附則第四条第四号を同条第六号とし、同条第三号中三千兆七千二百二十二億九千五百四十万

八千円を三千兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 令和二年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 八千六百五十一億八千八百五十万円

四 令和二年度における交付税の総額を確保するため第一号及び第二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 一兆七千六百八十八億千八百五十万円

附則第四条の二第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「額及び」を「額」に、「額を」を「額及び前条第四号に掲げる額に相当する額を」に、「令和十二年度までの間を」を「令和十六年度までの間」に、「千六百三十三億四千五百八十八万二千円」を「二千六百十六億八百二十七万六千円を、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和十五年から令和二十五年までの各年度にあつては第二項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年にあつては同項の規定による額から九百八十二億六千七百七十二万二千円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「令和三年度にあつては第二項の規定による額に同年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、令和四年度から令和十四年度までの各年度にあつては第二項」に、「次の表」を「同表」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 令和三年度分の交付税の総額は、前項の規

定による額に前条第八号に掲げる額を加算した額とする。

附則第四条の三第一項中「前条第四項を「前条第五項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「三十兆七千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」に、「二十七兆七千二百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十七兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」に改める。

附則第九条第一項中「附則第四条第二号」の下に「から第四号まで」を加え、「同条第六号」を「同条第九号」に改め、同条第三項中「令和十四年度まで」を「令和二十六年まで」に、「とする」を「から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十五年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とし、令和二十六年度にあつては同項の規定により算定した額から第六号に掲げる額を減額した額とする」に改め、同項第二号及び第三号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に改め、同項第四号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に、「千六百三十三億四千五百八十八万二千円」を「千六百三十六億八百二十七万六千円」に改め、同項に次の二号を加える。

五 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和十三年度から令和二十五年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十二億六千七百六十九万四千円

六 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和二十六年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十二億六千七百七十万二千円

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の四第一項中「及び第三十三条の五の九」を、「第三十三条の五の九及び第三十三条の五の十三」に改める。

第三十三条の五の十二の次に次の一条を加える。

(令和二年度における地方消費税等の減収に伴う地方債の特例)

第三十三条の五の十三 地方公共団体は、令和二年度に限り、都道府県にあつては地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収により、市町村にあつては市町村たばこ税、地方消費税交付金、同法第三百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金、同法第四百四十四条の六十第一項の規定により道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七條第三項に規定する指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収により、第五條ただし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、その不足額に充てるため、同条の規定にかかわらず、当該不足を生ずると認められる額として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起こすることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年一月二十八日

文教科学委員長 太田 房江
参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の大学の研究環境の整備を進めるため、国立研究開発法人科学技術振興機構の業務として、国立大学法人から寄託された業務上の余裕金の運用の業務並びに国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関し大学に対して行う助成の業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、令和二年度一般会計補正予算(第3号)において、国立研究開発法人科学技術振興機構に対する出資金として五千億円が計上されている。また、令和三年度特別会計予算において、財政投融資特別会計に国立研究開発法人科学技術振興機構に対する財政融資四兆円が計上されている。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法による大学に対する助成のための基金のような大規模かつ新たな仕組みを創設する際、補正予算で計上する場合にはその緊要性を含め、国会において十分に審議ができるよう努めること。

二、本法による大学に対する助成のための基金の創設に伴い、これまで措置されてきた運営費交付金や競争的研究費などの大学への資金が十分に確保されるよう、引き続き大学の長期的、安定的な運営及び研究基盤構築のための財政措置を講ずること。

三、国立大学法人から寄託された資金の運用及び大学に対する助成に関する資金の運用については、その責任の所在を明確にするとともに、必要に応じて国会に対する説明責任を果たす等情報公開に努めること。また、機構のガバナンス体制を強化し、運用業務担当理事及び運用・監視委員に適切な人員を配置し、安全かつ効率的な運用が着実に行える体制を構築すること。

四、文部科学大臣が定める助成業務の基金の運用に関する基本指針については、運用開始当初は運用益の相当割合を元本強化に充てるとともに、長期的な視点から安全かつ効率的な運用が着実に行われるよう、有識者等の意見を踏まえた十分な検討の上で定めること。また、助成対象となる大学の要件についても、世界レベルの研究基盤を構築する観点から、公平性を担保しつつ、地方大学を含め、適切な大学に助成を行うよう、多くの若手研究者に十分な資金を配分できるよう、有識者等の意見を踏まえた十分な検討の上で定めること。

右決議する。

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年一月二十六日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律

国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十九条」に、「第三章」を「第五章」に改める。

業務等(第十八条―第二十条) 第三章 業務等(第二十一条―第二十五条) 第四章 罰則(第二十六条―第二十八条) 第五章 罰則(第二十九条―第三十一条) 第七章 罰則(第三十二条―第三十四条)

用・監視委員会(第二十条―第二十二条) 業務及び会計(第三十一条―第三十五条) 則(第三十六条―第四十条) 則(第四十一条―第四十三条)

第二条第一項中「第十八条」を「第二十三条」に改める。

第四条中「の業務」の下に、「国立大学法人(国立大学法人法平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二十三条第五号において同じ。」から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務」を加える。

第六条第七項中「文献に係る第十八条第五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)」のうち政令で定めるもの(以下「文献情報提供業務」という。又はその他のものを「第三十一条第一項各号に掲げる」に改める。

第十条第二項中「機構」の下に、「運用業務担当理事のほかを加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならない。

3 機構に、役員として、第二十三条第五号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「寄託金運用業務」という。及び第二十七条第二項に規定する助成資金運用(以下「寄託金運用業務等」という。))を担当する理事(以下「運用業務担当理事」という。))一人を置く。

令和三年一月二十八日 参議院会議録第四号

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案

託金運用業務」という。及び第二十七条第二項に規定する助成資金運用(以下「寄託金運用業務等」という。))を担当する理事(以下「運用業務担当理事」という。))一人を置く。

第十一条の見出し中「理事」を「役員」に改め、同条第一項中「理事は」を「理事(運用業務担当理事を除く。))」に改め、同条第三項を削り、同条第二項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 運用業務担当理事は、寄託金運用業務等について、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

第十一条に次の一項を加える。

4 監事は、通則法第十九条第九項の規定に基づき理事長又は文部科学大臣に寄託金運用業務等に係る意見を提出したときは、遅滞なく、運用・監視委員会にその旨を報告しなければならない。

第二十八条を第四十三条とする。

第二十七条第二号中「第十八条」を「第二十三条」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二十六条各号に掲げる方法以外の方法により国立大学寄託金、助成勘定に属する資金又は寄託金運用業務に係る業務上の余裕金を運用したとき。

第二十七条を第四十二条とする。

第二十六条中「第十六条」を「第十八条第二十二條第五項において準用する場合を含む。))」に改め、同条を第四十一条とする。

第五章を第七章とする。

第四章中第二十五条を第四十条とし、第二十四条を削り、第二十三条を第三十九条とする。

第二十二條第一項中、「文献情報提供勘定」を「第三十一条第一項各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定」に、「文献情報提供勘定に係る」を「それぞれの業務に係る」に改め、「一般勘定に属する額に相当する額を一般勘定に係る各出資者

に對し」を削り、同条を第三十八条とする。第二十一条を第三十七条とし、第四章中同条の前に次の一條を加える。

(財務大臣との協議)

第三十六条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十六条第二号の規定による指定をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の規定により基本指針を定め、又はこれを変更しようとするとき。

三 第二十九条第一項、第三十三条第一項若しくは第四項又は前条の認可をしようとするとき。

四 第三十二条第三項(同条第七項及び第八項において準用する場合を含む。))又は第四項の承認をしようとするとき。

第四章を第六章とする。

第二十条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第三項及び第五項」に、「第一項中」を「第三項中」に、「第四項」を「第六項」に、「第十八条に規定する業務(文献情報提供業務を除く。))」を「第二十三条第六号に掲げる業務」に改め、「文献情報提供業務」との下に、「第五項中「前二項」とあるのは「同項」とを加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第六号」とあるのは「前条第一項第四号」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二十条第四項中「文献情報提供勘定」を「文献情報提供業務に係る勘定(以下「文献情報提供勘定」という。))」に、「同項中」を「同項ただし書中」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第三項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を削り、同条

第一項中「文献情報提供勘定以外の一般の勘定(以下「一般勘定」という。))」を「助成勘定」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「第十八条に規定する業務(文献情報提供業務を除く。))」を「第二十三条第六号に掲げる業務」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

第二十条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

寄託金運用業務に係る勘定(次項において「寄託金運用勘定」という。))については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

2 機構は、寄託金運用勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の寄託金運用業務の財源に充てなければならない。

第二十条を第三十二条とし、第三章中同条の次に次の三條を加える。

(長期借入金及び科学技術振興機構債券)

第三十三条 機構は、助成業務に必要な資金に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は科学技術振興機構債券(以下「機構債券」という。))を発行することができる。

2 前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。 5 会社法平成十七年法律第八十六号)第七百五十五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。 6 前各項に定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。 (債務保証) 第三十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、る債務を除く。)について保証することができ、る。 (償還計画) 第三十五条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び機構債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。 第三十九条 第一項を次のように改める。 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一 寄託金運用業務 二 助成業務 三 文献に係る第二十三条第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文献情報提供業務」という。) 四 前三号に掲げる業務以外の業務 第十九条第二項中「前条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	2 寄託金運用業務に係る業務上の余裕金の運用については、第二十七条の規定を準用する。 第十九条を第三十一条とする。 第十八条の三第一項中「第十八条各号」を「第二十三条各号」に、「次条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の五条及び章名を加える。 (国立大学寄託金の運用) 第二十六条 国立大学寄託金の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。 一 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する有価証券(有価証券に係る標準物(同法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいう。第五号において「標準物」という。)を含む。)であって政令で定めるもの(株式を除く。)の売買(デリバティブ取引(同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第八号において同じ。)に該当するもの)については、この号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。) 二 預金又は貯金(文部科学大臣が適当と認めて指定したものに限る。) 三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定する信託(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。))との投資一任契約(同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。第二十九条第四項において同じ。)であって政令で定めるものを締結して行うものを除く。)にあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。 イ 前二号及び次号から第八号までに掲げる方法 ロ コール資金の貸付け又は手形の割引	四 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け 五 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(標準物を含む。)の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。)の取得又は付与(第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。) 六 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引の対象となるものをいう。)の売買(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。) 七 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引を成立させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。)の取得又は付与(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。) 八 第一号及び前三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であつて政令で定めるもの(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。) (助成勘定に属する資金の運用) 第二十七条 機構は、第二十三条第六号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。)に係る勘定(以下「助成勘定」という。)に属する資金を運用するに当たつては、前条各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。 2 助成勘定に属する資金の運用(以下「助成資金	運用」という。)については、通則法第四十七条の規定は、適用しない。 (助成資金運用の基本指針) 第二十八条 文部科学大臣は、助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定め、これを機構に通知するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 助成資金運用に関する基本的な方針 二 助成資金運用における資産の構成の目標に関する基本的な事項 三 助成資金運用に必要な資金の調達に関する基本的な事項 四 助成資金運用に関し、機構が遵守すべき基本的な事項 五 その他助成資金運用に関する重要事項(助成資金運用の基本方針等) 第二十九条 機構は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、基本指針に基づき、運用の目的その他文部科学省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。 2 文部科学大臣は、前項に規定する基本方針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。 一 助成資金運用の長期的な観点からの安全かつ効率的な実施に資するものであること。 二 基本指針に照らし適切なものであること。 三 この法律(これに基づく命令を含む。)その他の法令に反するものでないこと。 3 機構は、第一項の認可を受けた基本方針に従つて、助成資金運用を行わなければならない。 4 機構は、第二十六条第三号に掲げる方法によ
--	---	---	---

り助成資金運用を行う場合においては、当該運用に関する信託契約及び投資一任契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の認可を受けた基本方針の趣旨に沿って契約を履行すべきことを、文部科学省令で定めるところにより、示さなければならない。 5 文部科学大臣は、第一項の認可をした基本方針が第二項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その基本方針を変更すべきことを命ずることができる。 6 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その基本方針を公表しなければならない。 (特に必要がある場合の文部科学大臣の要求) 第三十条 文部科学大臣は、助成資金運用の安全かつ効率的な実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、助成資金運用の方法の見直しその他の必要な措置をとることを求めることができる。 2 機構は、文部科学大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。 第五章 財務及び会計 第十八条の二を第二十四条とする。 第十八条中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。 五 国立大学法人から寄託された業務上の余裕金(第二十六条及び第四十二条第三号において「国立大学寄託金」という。)の運用を行うこと。 六 大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。 第十八条を第二十三条とする。 第三章の章名を削る。 第十七条を第十九条とし、同条の次に次の一章	及び章名を加える。 第三章 運用・監視委員会 (運用・監視委員会の設置及び権限) 第二十条 機構に、寄託金運用業務等の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置く。 2 第一号から第三号までに掲げるもののうち寄託金運用業務等に関する事項及び第四号に掲げるものについては、運用・監視委員会の議を経なければならない。 一 通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書 二 通則法第三十五条の五第一項に規定する中长期計画 三 通則法第三十五条の八において準用する通則法第三十一条第一項に規定する年度計画 四 第二十九条第一項に規定する基本方針 3 運用・監視委員会は、寄託金運用業務等の実施状況を監視する。 4 運用・監視委員会は、前二項に定めるもののほか、寄託金運用業務等に関し、理事長の諮問に応じ、重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。 (運用・監視委員会の組織) 第二十一条 運用・監視委員会は、運用・監視委員五人以内をもって組織する。 (運用・監視委員) 第二十二条 運用・監視委員は、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。 2 運用・監視委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 運用・監視委員は、再任されることができ 4 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者及び
び教育公務員で政令で定めるものを除く。)のほか、第十五条第三号又は第四号に該当する者は、運用・監視委員となることができない。 5 第十八条及び第十九条並びに通則法第二十一条の四並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、運用・監視委員について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「文部科学大臣は」と、同条第一項中「前条」とあるのは「国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十二條第四項」と読み替えるものとする。 第四章 業務 第十六条中「第十八条第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第九号」を「第二十三条第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号」に改め、「業務」の下に並びに同条第十二号に掲げる業務(同条第五号及び第六号に掲げる業務に附帯するものに限る。)を加え、同条を第十八条とする。 第十五条第一項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十三条及び第十四条」を「第十四条及び第十五条」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。 (理事長及び理事の禁止行為) 第十七条 理事長及び理事は、自己又は機構以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行ってはならない。 一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、寄託金運用業務等に関する契約を機構に締結させること。 二 機構に、自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を取得させ、又は寄託金運用業務等に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。 第十四条に次の二号を加える。 三 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業(これらに類似し、又は	密接に関連する事業を含む。)を行う者(次号において「金融事業者」という。)であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) 四 金融事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) 第十四条を第十五条とする。 第十三条の前の見出しを削り、同条を第十四条とし、同条の前に見出しとして「(役員の欠格条項の特例)」を付し、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。 (運用業務担当理事の任命の特例) 第十二条 運用業務担当理事は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の寄託金運用業務等に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、文部科学大臣の承認を受けて、理事長が任命する。 2 理事長は、前項の規定により運用業務担当理事を任命したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。この場合においては、通則法第二十条第五項の規定は、適用しない。 附則第五条の二及び第五条の三を次のように改める。 (持分の払戻しの禁止の特例) 第五条の二 附則第三条第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額(附則第四条第二項の規定により払戻しを受けた者の持分に係る出資額を除く。)については、当該政府以外の者は、機構に対し、国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。次項において「改正法」という。)の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

令和三年一月二十八日 参議院会議録第四号

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案 令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する改正法の施行の日における文献情報提供勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

3 附則第三条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。この場合において、同条第三項中「機構の成立の日」とあるのは、「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律(令和二年法律第号)の施行の日」と読み替えるものとする。

(財政融資資金の機構への運用に関する特例)
第五条の三 財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下この条において同じ。)は、令和三年度から令和五十二年度までの間において、同法第十条第一項の規定にかかわらず、助成業務に必要な資金に充てるため機構が借入れをする場合における機構に対する貸付け(以下この条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

2 財政融資資金は、令和三年度から令和五十二年度までの間において、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、助成業務に必要な資金に充てるため機構が発行する機構債券に運用することができる。

3 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前項の規定により機構債券に運用される財政融資資金は、令和五十二年度までの間に償還するものとする。

4 第一項の規定により貸付けに運用される財政

第四十七条

次の方法

次の方法(国立大学法人にあっては、次の方法及び国立研究開発法人科学技術振興機構への寄託)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

融資資金又は第二項の規定により機構債券に運用される財政融資資金がある場合には、第二十八号第二項第三号中「事項」とあるのは、事項「財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。第三十五号において同じ。)」の確定な償還のために必要な事項を含む。」と、第三十五号中「償還計画」とあるのは「償還計画(財政融資資金による貸付け又は引受け、応募若しくは買入れに係る借入金又は機構債券の償還期限、償還期限を繰り上げて償還する予定がある場合にはその旨その他財政融資資金を確実に償還するための計画を含む。)」とする。

5 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は第二項の規定により機構債券に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の規定の適用については、機構を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

附則
附則第五条の四から第五条の七までを削る。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国立大学法人法の一部改正)
第三条 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の表第四十六条第二項の項の次に次のように加える。

(地方税法の一部改正)
第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三号の四第一項第十八号及び第三百四十九号の三第二十号中「第十八条第一号」を「第二十三号第一号」に、「第六号イ又は第八号」を「第八号イ又は第十号」に改める。

(科学技術基本法等の一部を改正する法律の一部改正)
第五条 科学技術基本法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条のうち、国立研究開発法人科学技術振興機構法第二条第一項の改正規定中「第十八条」を「第二十三号」に改め、同法第十二条の改正規定中「第十二条」を「第十三号」に改める。

附則第五条中「第十二条」を「第十三条」に改める。

審査報告書

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和三年一月二十八日

財政金融委員長 佐藤 信秋

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について、財政法第六條第一項の規定の特例を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、令和元年度の純剰余金約六千八百五十二億円を令和二年度一般会計補正

予算(第3号)の一般財源に充てることにしている。

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年一月二十六日
衆議院議長 大島 理森
参議院議長 山東 昭子殿

令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律
財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六條第一項の規定は、令和元年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

発行所 千一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 一一円
(本体 一一〇円)